

(8) 体育専門学群履修細則

〔平成16年6月16日〕
体育専門学群部局細則第2号

改正 平成17年体育専門学群部局細則第1号
平成18年体育専門学群部局細則第1号
平成18年体育専門学群部局細則第3号
平成19年体育専門学群部局細則第1号
平成22年体育専門学群部局細則第1号
平成23年体育専門学群部局細則第1号
平成23年体育専門学群部局細則第3号
平成25年体育専門学群部局細則第1号
平成26年体育専門学群部局細則第1号
平成26年体育専門学群部局細則第2号
平成27年体育専門学群部局細則第1号
平成28年体育専門学群部局細則第1号
令和元年体育専門学群部局細則第1号

体育専門学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、体育専門学群における人材育成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 体育専門学群は、優れた運動技能と幅広い運動経験を基盤に、体育・スポーツ及び健康に関する総合的な知識と最新の科学的知見を活かしながら、組織を適確にマネジメントして諸々の問題解決を図ることのできる知・徳・体を具備した体育・スポーツ界のリーダーを養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
体 育 専 門 学 群	体育学

(修得単位数等)

第3条 体育専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。この場合において、

「共通科目・体育」の単位については、「専門基礎科目」の「実技理論・実習」の履修により修得した単位をもって充てるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、教職に関する科目、休業期間中に行われる集中講義及び当該年度の途中で開講が決定された授業科目を除く。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
体育専門学群	2年次以上で、専門に関する科目の修得単位数の80パーセント以上が「A+」及び「A」の成績である者。ただし、卒業要件科目を40単位以上取得していること。	55単位

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第3項に規定する合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「卒業研究」及び「学問への誘い」とする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等（以下「対象者」という。）及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	卒業判定基準
体育専門学群	次の基準を満たしている者 2年次終了時まで、卒業の要件として数えられる単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を85単位以上修得し、その90%以上が「A」または「A+」の成績である者。また3年次春学期から卒業研究を履修して、3年次終了時まで卒業要件を満たすことが見込める者で、指導教員の推薦がある者。	学群の卒業要件を満たしていること。

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他体育専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、体育専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- 1 この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平17. 9. 28 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18. 1. 25 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18. 9. 27 体育専門学群部局細則3号）

- 1 この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平19. 11. 21 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 20 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 1. 19 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。ただし、第7条にあつては、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平23. 9. 21 体育専門学群部局細則3号）

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 8 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.6.18 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 別表第1の自由科目（特設）を関連科目の自由科目とする内容については、平成26年4月1日現在の在籍者から適用する。

附 則（平26.12.3 体育専門学群部局細則2号）

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.12.2 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.4 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令元.10.16 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)
(体育専門学群)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計				
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				科目							
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数	
体育学	専門語学B (卒業研究領域別)	2	分野別専門科目 (科目番号がW15で始まる科目)	10	専門語学A	1	体育・スポーツ学領域科目 (科目番号がW87で始まる科目)	10	プレッシャー マンセミナー	1	総合科目 (「フレッシユ マンセミナー」, 「学問へのいざ ない」を除く)	1~3	1	12~ 20	他学群の開 設科目	-	-	-	124	
	卒業研究	6	キャリア支援科目 (科目番号がW16で始まる科目)	7	専門基礎共通演習	1	コーチング学領域科目 (科目番号がW88で始まる科目)	4	総合科目	1					教職に関する 科目(教育実 習を除く。)					
	保健体育科(体力 づくり運動)指導 法	1	卒業研究領域科目 (科目番号がW18で始まる科目)	6	体育科学シム ウム	1	健康体力学領域科目 (科目番号がW89で始まる科目)	10							博物館に関 する科目					
	種目別コーチング 演習Ⅰ～Ⅱ	3	体育専門学群で開設する専門 科目	5~ 20	体育・スポーツ専門 英語基礎演習	1	実技理論・実習(A群からG 群まで各群から1単位ずつ履 修すること。)	7	第1外国語(英 語)	4	芸術	0~3								
スポーツキャリア 形成Ⅰ～Ⅲ	3			臨海実習	1	体育専門学群で開設する専門 基礎科目	0~ 8	情報	4	第2外国語 (初修外国語)	0~4									
				デーピング・マッ サージ	1			国語	2											
単位合計	15		28~43		6		31~39		12									33	91	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業
 科目とすることはできない。
 3. 「総合科目」、「第1外国語」及び「第2外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設し
 ているものうちから履修する。
 4. 外国人留学生又は外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」の(英語)を(日本語)に替
 換することができる。
 5. 自由科目(特設)については、4単位を上限として卒業に必要な単位として含めることができる。